

「IP アドレス管理指定事業者について」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>3.4 契約料の納入と契約書への署名</p> <p>[3.3.3 契約締結にあたって必要な資料等の提出]とあわせ、JPNIC は契約料請求書を申込者に送付します。契約料は、「<u>IP アドレス割り当て等に関する規則</u>」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。(後略)</p>	<p>3.4 契約料の納入と契約書への署名</p> <p>[3.3.3 契約締結にあたって必要な資料等の提出]とあわせ、JPNIC は契約料請求書を申込者に送付します。契約料は、「<u>IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u>」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。(後略)</p>
<p>4. 維持料について</p> <p>JPNIC は IP 指定事業者に対し、JPNIC から割り振りを受けている IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を請求します。維持料の詳細については<u>以下の文書</u>を参照してください。</p> <p>『IP アドレス割り当て等に関する規則』 別表：手数料・維持料の額および支払い方法</p>	<p>4. 維持料について</p> <p>JPNIC は IP 指定事業者に対し、JPNIC から割り振りを受けている IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を請求します。維持料の詳細については「<u>IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u>」を参照してください。</p>

<p>6.2.1 IP アドレス管理指定事業者契約解約届</p> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">IP アドレス管理指定事業者契約解約届</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 理事長——後藤滋樹殿</p> <p>(後略)</p>	<p>6.2.1 IP アドレス管理指定事業者契約解約届</p> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">IP アドレス管理指定事業者契約解約届</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 理事長殿</p> <p>(後略)</p>
<p>* 関連文書 *</p> <p>(中略)</p> <p>「電子証明書を用いた申請者認証について」 https://www.nic.ad.jp/doc/lir-certificate-guide.html</p> <p>以上</p>	<p>* 関連文書 *</p> <p>(中略)</p> <p>「電子証明書を用いた申請者認証について」 https://www.nic.ad.jp/doc/lir-certificate-guide.html <u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u> <u>https://www.nic.ad.jp/doc/ip-fee.html</u></p> <p>以上</p>